

公立大学法人横浜市立大学学長表彰実施要綱

制 定 平成 29 年 12 月 1 日

最近改正 令和 元年 12 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学職員表彰規程第 5 条の規定に基づき、学長表彰実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 学長表彰は、公立大学法人横浜市立大学の常勤教員（以下「教員」という。）の教育・研究・診療・地域（社会）貢献・学内業務に関して優れた取組を行い、横浜市立大学のプレゼンスの向上及び各種活動の活性化に貢献した教員を表彰することを目的とする。

(対象)

第 3 条 学長表彰は、横浜市立大学におけるすべての常勤教員又はこれらの者が所属する団体を対象とする。

(期間)

第 4 条 学長表彰選考の対象となる期間は、原則表彰の当該年度とする。ただし、複数年度にわたる継続的な実績についても対象とすることができる。

(表彰内容)

第 5 条 学長表彰は、学長賞、奨励賞、若手奨励賞とする。

2 特に卓越しており、教職員の範となる活躍をしたものについては学長賞とし、40 歳未満の教員については若手奨励賞とすることができる。

3 受賞者の数は、原則として別表 1 のとおりとする。

(表彰方法)

第 6 条 表彰は、学長名をもって行い、表彰状を授与する。この場合において、副賞として賞金又は賞品を併せて授与することができる。

2 前項に定める賞金又は賞品の支給基準は別表 2 のとおりとし、予算の範囲内で支給することができる。

(選考委員会)

第 7 条 学長賞及び奨励賞、若手奨励賞の受賞候補者を選考するため、横浜市立大学学長表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、以下の者をもって構成し、学長が指名する副学長を委員長とする。

ただし、第 9 号に定める委員は選出しないことがある。

- (1) 副学長 2 名
- (2) 学群長
- (3) 学部長
- (4) 病院長
- (5) 事務局長
- (6) その他委員長が指名する者

3 前項の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(推薦)

第8条 学群長は選考委員会に受賞対象となる教員を推薦することができる。

2 前項の推薦ができる期間は、別に定める。

(選考方法)

第9条 学長表彰の選考は選考委員会で行い、前条第1項に基づき推薦のあった者の中から受賞候補者を選出し、学長に報告する。学長はその報告を受け、受賞者を決定する。

2 受賞者については、学長が推薦する者も含む。

(選考要件)

第10条 受賞者は次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 教育・研究・診療等の活動に積極的に取り組み、卓越した成果を挙げた者

(2) 権威ある賞の受賞等、大学及び病院の名声、栄誉等の高揚に多大な寄与をした者

(3) 本学の管理運営や事業改革等に顕著な貢献をした者

(4) 目立ちにくい職域等において、長年職務に精励し、顕著な功労がある者

(5) 若手教員のうち、教育・研究・診療等の業績が認められ、今後のさらなる活躍が期待される者

(事務)

第11条 学長表彰に係る事務は、人事部人事課が担当する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、学長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条第 2 項)

名称	国際総合科学群	医学群
学長賞	1 名程度	1 名程度
奨励賞	5 名程度	5 名程度
若手奨励賞※	若干名	10 名程度

※40 歳未満の教員に限る

別表 2 (第 5 条第 2 項)

名称	賞金額	賞品
学長賞	500,000 円	記念品
奨励賞	100,000 円	記念品
若手奨励賞	50,000 円	記念品